

## 千葉県看護協会受動喫煙防止宣言（素案）

タバコは喫煙者のみでなく、受動喫煙というかたちでタバコを吸わない人々にまで健康影響を及ぼし、受動喫煙が原因となる年間死亡者数は1万5千人を超えると推計されています。

厚生労働省がまとめた「喫煙の健康影響に関する検討会報告」では、受動喫煙を防止するためには喫煙室を設置する等の分煙対処を行うのではなく、屋内100%禁煙化を目指すべきであると提言されており、当協会も看護の立場からこれに賛成の意を表しています。

とりわけ女性は妊娠・出産をする性であり、受動喫煙の弊害は母体のみならず、胎児にも及びます。妊婦の受動喫煙によって、早産、自然流産、子宮内発育不全等のリスクが高まることも明らかになっております。

若年の喫煙に注目すると、初めてタバコを吸った年齢は、18歳～20歳が全体の6～7割にも及び、併せて、若年でタバコを始めると喫煙中止の成功率が低くなることも報告されています。これらのことから、大学は教育機関として、環境を整えることが重要であるとともに、多くの大学生の労働環境として、飲食店等の禁煙化も進められるべきと考えます。

当協会は、家庭、職場、公共の場、いかなる場所であっても、喫煙しない人が守られるべきであるとし、妊婦や若年層をはじめ、タバコを吸わない人が受動喫煙にさらされることのない社会の実現を強く要望しています。

すでに多くの国では飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙する法律が施行されていることから、厚生労働省では2020年の東京オリンピックに向け受動喫煙防止対策の強化に取り組んでいます。

近年のオリンピック開催都市すべてにおいて、開催に伴い、受動喫煙防止法や条例が規定されています。世界的なスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックにおいて、国際水準の受動喫煙防止法や条例の規定が結実し、世界に誇れる健やかな大会となることは、すべての人々の健康を守り、支える看護職の願いです。

平成29年5月31日（世界禁煙デー）

千葉県看護協会